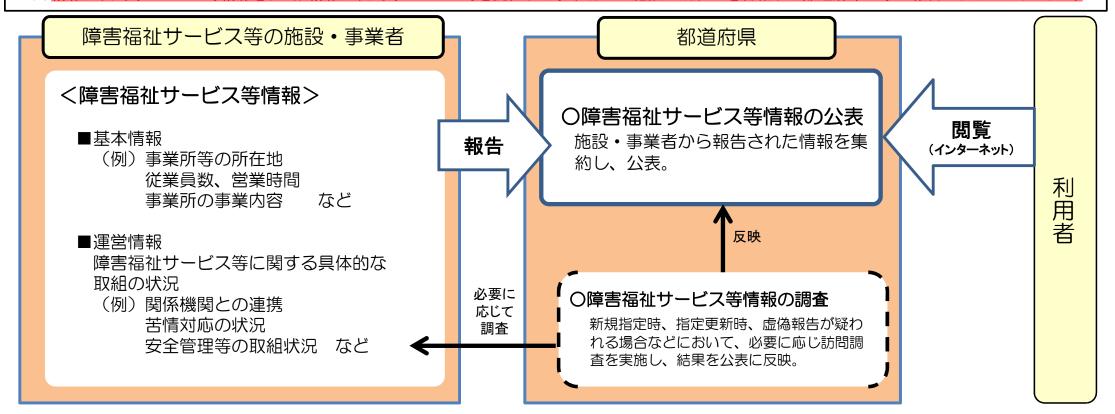
障害福祉サービス等の情報公表制度

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的に、平成30年4月に施行された 改正障害者総合支援法等において、<u>①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを**義務づけ** るとともに、②都道府県知事等が報告された内容を公表する『障害福祉サービス等情報公表制度』が創設された。</u>
- 平成30年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」上で「障害福祉サービス等情報検索サイト」が公表され、各事業者からの報告により、事業所情報が公表されている。
- しかしながら、<u>未だに公表がされていない事業所情報も多くある</u>ため、報告が済んでいない事業者におかれては、速やかに ご対応いただくようお願いする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)(抄)

第七十六条の三<u>指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者</u>は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。



【HP画面】



障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1



このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

- 事業所を所管する都道府県等に法人等基本情報(メールアドレス等)を報告してください。
 - 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

手順2

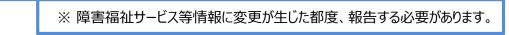


- 情報公表システムより、ログイン I D・パスワードが登録アドレスへ通知されます。 (システムからの自動配信メール)
- ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3



- 全ての情報を入力し、内容に誤りないか確認した後、都道府県等へ報告します。
 - 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 📻 (修正の上、再度報告します。)
 - 内容に特段問題がなければ、承認します。



○ 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。